

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
市町村所管機器の設定変更支援等業務
- 2 見積書徴取日 平成30年6月29日(金)
- 3 契約の相手方 富士通株式会社 北海道支社
札幌市中央区北2条西4丁目1番地 札幌三井JPビルディング
- 4 契約金額 12,960,000円(消費税及び地方消費税込)
- 5 その他

・履行(又は納入)期間は、平成30年7月2日から平成31年3月31日

- 6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 当広域連合では、平成30年度中に北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)を更改する予定となっている。

標準システムはLGWANネットワークを介して各市町村と連携しているシステムであり、市町村側のネットワーク構成など市町村固有の事情によっては、市町村所管機器の運用保守ベンダに委託して設定変更を行う必要がある。

本業務は、標準システムを円滑に更改することを目的として、設定変更に関する精査等を行うものであるが、当広域連合は構成市町村数が多く、関係機関への導入、調整に多くの時間を必要とするため、本業務を極めて短時間で的確に行うためには、各市町村の標準システム機器の構成や設定情報等を正確に把握している必要がある。

また、現行機器と新機器を並行で稼働させて更改するため、設定変更に伴う現行機器への影響が発生した場合に、即座に対応できることが条件となる。

富士通株式会社 北海道支社は、標準システム市町村機器等の賃貸借に係る契約の相手方である株式会社JECCからの委託を受けて、現行機器の導入、展開作業及び保守対応、並びに平成24年度に実施した標準システムの更改支援を行っていることから、上記の要件に該当する唯一の業者である。

以上の理由により、本業務は富士通株式会社 北海道支社と随意契約を締結することとする。